（激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令の一部改正）

第二条　激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令（昭和三十九年労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受給資格決定の手続） **第四条**　休業者は、手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に出頭し、休業票を提出しなければならない。この場合において、休業者は個人番号カードを提示して休業票の提出を行うことができる。 2　（略） **第五条**　前条第一項の規定により休業票の提出を受けた公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長は、その休業票を提出した者が雇用保険法第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に該当すると認めたときは、その者が次条第四項の規定により同条第一項の認定を受けるべき日（以下「失業の認定日」という。）を定め、これをその者に知らせるとともに、受給資格者証（規則第十七条の二第一項第一号に規定する受給資格者証をいう。以下同じ。）（個人番号カードを提示して前条第一項の規定による提出をした者であつて、受給資格通知（規則第十九条第三項に規定する受給資格通知をいう。以下同じ。）の交付を希望するものにあつては、受給資格通知）に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。 2　管轄公共職業安定所の長は、前条第一項の規定により休業票を提出した者がその休業票を提出した日以前において法第二十五条第六項の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされ、かつ、その後引き続き当該事業主に被保険者として雇用され	（受給資格決定の手続） **第四条**　休業者は、手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に出頭し、休業票を提出しなければならない。 2　（略） **第五条**　前条第一項の規定により休業票の提出を受けた公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長は、その休業票を提出した者が雇用保険法第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に該当すると認めたときは、その者が次条第四項の規定により同条第一項の認定を受けるべき日（以下「失業の認定日」という。）を定め、これをその者に知らせるとともに、規則第十九条第三項の受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。 2　管轄公共職業安定所の長は、前条第一項の規定により休業票を提出した者がその休業票を提出した日以前において法第二十五条第六項の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされ、かつ、その後引き続き当該事業主に被保険者として雇用され

ている者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者については受給資格者証（個人番号カードを提示して前条第一項の規定による提出をした場合にあつては、受給資格通知）を交付しないことができる。

3　前項の規定により受給資格者証（個人番号カードを提示して前条第一項の規定による提出をした場合にあつては、受給資格通知）の交付がなされなかつた休業者は、基本手当又は手当の支給を受けるため必要があるときは、いつでも、管轄公共職業安定所の長に請求して、受給資格者証（個人番号カードを提示して同項の規定による提出をした場合にあつては、受給資格通知）の交付を受けることができる。

（失業の認定）

第六条　（略）

2～4　（略）

5　休業者は、前項の規定による失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提出（当該休業者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示）しなければならない。

（離職前の休業に係る失業の認定等）

第九条　事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業し、その後離職した被保険者であつて、その離職の日の翌日以後において休業の確認を受けたものは、当該休業の確認に基づく手当の支給を受けようとするときは、第四条第一項の規定にかかわらずその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、休業票及び受給資格者証を保管する者にあつては、併せてその受給資格者証を提出（受給資格通知を受けた者にあつては、個人番号カードを提示）しなければならない。

ている者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者については受給資格者証を交付しないことができる。

3　前項の規定により受給資格者証の交付がなされなかつた休業者は、基本手当又は手当の支給を受けるため必要があるときは、いつでも、管轄公共職業安定所の長に請求して、受給資格者証の交付を受けることができる。

（失業の認定）

第六条　（略）

2～4　（略）

5　休業者は、前項の規定による失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提出しなければならない。

（離職前の休業に係る失業の認定等）

第九条　事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業し、その後離職した被保険者であつて、その離職の日の翌日以後において休業の確認を受けたものは、当該休業の確認に基づく手当の支給を受けようとするときは、第四条第一項の規定にかかわらずその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、休業票及び受給資格者証を保管する者にあつては、その受給資格者証を提出しなければならない。